

令和7年度 国民健康保険事業費会計 歳出 第1款1項2目 11節(4) 900000 手数料

| | | | |
|----------|---------|-----|--|
| 受付 番号 | 種　目　番　号 | 連絡先 | 委託担当 |
| | | | 健康福祉局保険年金課保険料係　担当者名　椎葉　真登 電　　話　671-3922 |

設 計 書

1 委託名 国民健康保険料検索対象案件に係る開錠作業委託業務

2 履行場所 隨時指定した場所

3 履行期間 期間 契約決定日 から 8年 3月 31日 まで

又は期限 期限 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他の特約事項 「委託契約約款」による

6 現 場 說 明 不要

□ 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要

内訳書のとおり

Digitized by srujanika@gmail.com

Page 10 of 10

Digitized by srujanika@gmail.com

内 訳 書

| 名 称 | 形状寸法等 | 数 量 | 単 位 | 単 価 (円) | 金 額 (円) | 摘 要 |
|---|-------|-------|-----|------------|------------|-----|
| 玄関開錠 (一般キー) | | (6) | 箇所 | | | |
| 玄関開錠 (特殊キー) 破錠 になる場合あり | | (6) | 箇所 | | | |
| 破錠の時の作業 | | (3) | 箇所 | | | |
| 鍵交換 一般の鍵 | | (2) | 箇所 | | | |
| 鍵交換 特殊な鍵 | | (2) | 箇所 | | | |
| 玄関施錠 | | (6) | 箇所 | | | |
| 車開錠 (国産一般 キー) | | (4) | 箇所 | | | |
| 車開錠 (外車一般・特殊 キー) | | (4) | 箇所 | | | |
| 小型金庫開錠 (ダイヤル) | | (2) | 箇所 | | | |
| 簡易的な開錠 (手提げ金庫、ロ ックカー、シャッタ ー等) | | (2) | 箇所 | | | |
| 基本料金 (出張料その他経 費を含む) (集合 から 1 時間まで) | | (10) | 箇所 | | | |
| 待機料 (1 時間を過ぎて から) 30分毎 | | (10) | 箇所 | | | |

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

部 分 払

する (9回以内)

しない

| 品 名 | 履 行 予定月 | 数 量 (概算数量) | 単 位 | 単価@ | 金 額 (概算金額) |
|--|------------|---------------|-----|-----|---------------|
| 玄関開錠 (一般キー) | 毎月 | (6) | 箇所 | | |
| 玄関開錠 (特殊キー) 破錠になる場合あり | 毎月 | (6) | 箇所 | | |
| 破錠の時の作業 | 毎月 | (3) | 箇所 | | |
| 鍵交換 一般の鍵 | 毎月 | (2) | 箇所 | | |
| 鍵交換 特殊な鍵 | 毎月 | (2) | 箇所 | | |
| 玄関施錠 | 毎月 | (6) | 箇所 | | |
| 車開錠 (国産一般キー) | 毎月 | (4) | 箇所 | | |
| 車開錠 (外車一般・特 殊キー) | 毎月 | (4) | 箇所 | | |
| 小型金庫開錠 (ダイヤル) | 毎月 | (2) | 箇所 | | |
| 簡易的な開錠 (手提げ 金庫、ロッカー、シャ ッター等) | 毎月 | (2) | 箇所 | | |
| 基本料金 (出張料その 他経費を含む) (集合 から 1 時間まで) | 毎月 | (10) | 箇所 | | |
| 待機料 (1 時間を過ぎ てから) 30分毎 | 毎月 | (10) | 箇所 | | |
| 合 計 | | | | | 税込金額 |

委託代金額

(概算金額)

円

内訳

業務価格

(概算金額)

円

消費税相当額

(概算金額)

円

国民健康保険料検索対象案件に係る開錠作業委託業務仕様書

1 概要

検索を実施する際における滞納者宅の玄関や金庫、車等の開錠業務である。

2 履行期間

本業務の履行期限は契約決定日から令和8年3月31日までとする。

3 業務内容

- (1) 検索を行う滞納者宅の玄関や金庫、車等に鍵がかかっている場合、それを開錠する。
- (2) 会場が困難な場合は破錠し、新たな鍵を取り付けることとする。

4 日程

作業の日程は、履行期間中に保険年金課が指定する日とする。

5 作業の場所・時間

委託者（以下「甲」という。）の指定した場所及び時間に基づき、受託者（以下「乙」という。）は作業を行う。

6 駐車場・料金

- (1) 出張に伴う駐車場の確保、駐車料金については乙の負担とする。
- (2) 甲が駐車場を確保した場合は、その都度乙に通知する。

7 鍵の取り扱い

破錠時に備え用意する鍵について、甲が必要と認める場合は、乙に対して鍵を指定する。

なお、指定した鍵を使用しなかった場合、その鍵は乙所有のものとし、費用についても乙負担とする。

8 事故発生時の報告

乙は開錠業務の履行に当たって事故が発生した時は、直ちに甲に報告し、その指示を受けなければならない。

9 再委託の禁止

- (1) 乙は契約の履行のいかなる部分についても、第三者に委託、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 乙は、(1)ただし書きの規定により第三者に委託し、または請け負わせる場合には、再委託した業務に伴う第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- (3) 乙は、(1)ただし書きの規定により第三者に委託し、または請け負わせる場合には、乙が本契約の規定を順守するために必要な事項並びに甲が指定する事項について、再委託者と約定しなければならない。

10 守秘義務

乙又は再委託者は当該業務で得た個人情報等のデータを漏えいしてはならない。

11 質疑の解決

この仕様書に定める事項その他について質疑が生じた場合、甲乙協議して解決するものとする。

12 補足

この仕様に定めのない事項については、横浜市契約規則に定めるところによるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。